

＜東京都作成＞

東京都における重大な非違行為を行った死亡退職者等の遺族への 退職手当の支給制限措置について

I 概要

公務に対する都民の信頼を確保し、退職手当支給の一層の適正化を図るため、在職中に重大な非違行為を起こした職員が、懲戒免職又は刑の確定前に死亡した場合、任命権者は、遺族に対する退職手当を不支給とすることができる。

II 具体的な措置内容

1 死亡退職の場合の遺族への支給制限〔条例第 11 条の 2〕

在職中の行為が懲戒免職処分に相当し、退職手当を支給することが公務に対する都民の信頼確保、退職手当制度の適正実施の面で重大な支障を生ずることが明らかであると認められるときは、各任命権者は遺族に対する支給を行わないことができる。

2 退職後死亡の場合の遺族への支給制限〔条例第 11 条の 3〕

退職後、まだ退職手当が支給されていない時点で死亡した場合も、死亡退職者の場合と同様に、遺族に対する支給を行わないことができる。（一般的な「支給手続中の死亡」のほか、「起訴に伴う支給停止中の死亡」や「逮捕に伴う一時差止中の死亡」も該当）

3 遺族への一時差止処分〔条例第 14 条の 2〕

上記 1、2 に該当する事案であることが思料される場合、各任命権者は遺族に対する支給を一時差し止めることができる。（遺族からの請求書類提出後に重大な非違行為が発覚し、支給予定日までに不支給の判断がつかないことが見込まれる場合などを想定。）

4 遺族への支給制限の手続き〔規則第 7 条の 8〕

上記 1、2 による遺族への支給制限を判断する際の手続きは、各任命権者が職員に対する懲戒処分を行う場合の手続きの例により行うこととする。また、実際に遺族への支給制限を行う際には、各任命権者は知事に通知することとする。なお、遺族への一時差止処分の手続きについては、現行の生存者への一時差止処分と同じ手続きにより行う。

5 施行日

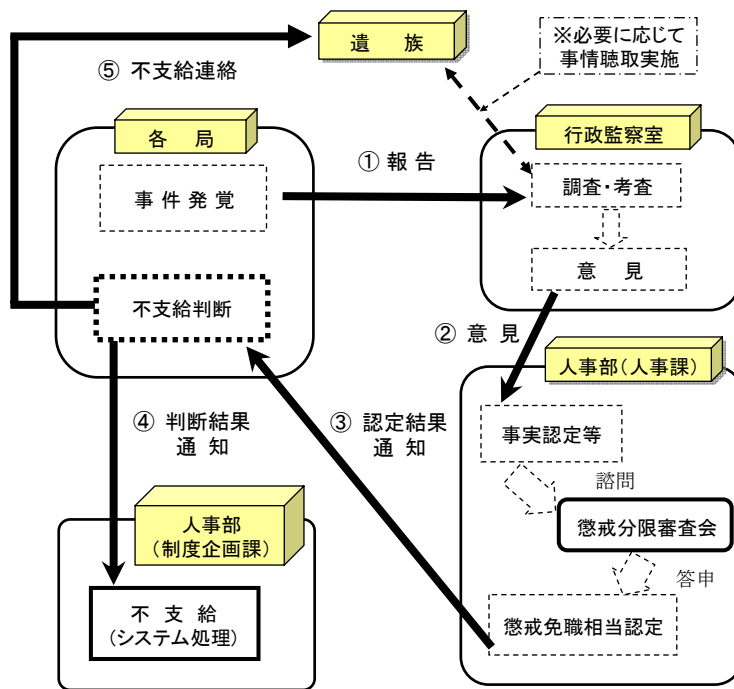
平成 19 年 10 月 12 日

Ⅲ 対象事案の考え方

遺族への支給制限に該当するかどうかは、個別の事例ごとに以下の3つの観点から判断することとする。

- 1 当該死亡者が行った行為であることが明白であること
 - ・ 犯罪行為の外形的・客観的側面として、客観証拠などにより判断を行う。
- 2 懲戒免職処分相当であることが明白な行為であること
 - ・ 過去の懲戒免職処分の実例や判例などに照らして判断を行う。
- 3 公務に対する信頼を損なう重大な行為であること
 - ・ 社会的重大性の程度や信用失墜度合いなどを総合的に考慮して判断を行う。

Ⅳ 手続きの流れ



※ 上記の手続きは知事部局における例であり、他任命権者については、各任命権者ごとに行われている懲戒処分の手続きの例により不支給の判断を行い、その結果を知事に通知する。

(参 考)

○職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）

（死亡退職の場合の特例）

第十一条の二 任命権者は、職員が死亡により退職した場合において、その者の基礎在職期間中の行為が、前条第一号に規定する懲戒免職の処分若しくはこれに準ずる処分又は同条第二号に規定する失職若しくはこれに準ずる退職に相当し、一般の退職手当を支給することが、公務に対する都民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであると認めるときは、東京都規則で定めるところにより、その者の遺族に対して一般の退職手当を支給しないことができる。

（退職後退職手当の支給前に死亡した場合の特例）

第十一条の三 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当及び次条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額が支払われていない場合において、その者が死亡したときに、その者の基礎在職期間中の行為が、第十一条第一号に規定する懲戒免職の処分若しくはこれに準ずる処分又は同条第二号に規定する失職若しくはこれに準ずる退職に相当し、一般の退職手当等を支給することが、公務に対する都民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであると認めるときは、東京都規則で定めるところにより、その者に対して一般の退職手当等を支給しないことができる。

（退職手当の支給の一時差止め）

第十四条の二 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、その者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき又は第十一条の二若しくは第十一条の三の規定に該当する行為があると思料するに至ったときであつて、その者又はその遺族に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する都民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

○職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第百十六号）
（条例第十一条の二及び第十一条の三の規定による支給制限）

第七条の八 条例第十一条の二及び第十一条の三に規定する東京都規則で定める手続は、次のとおりとする。

- 一 任命権者は、条例第十一条の二の規定又は第十一条の三の規定により一般の退職手当又は一般の退職手当等を不支給とする場合には、支給制限に関する通知書（別記第一号様式）により、知事に通知しなければならない。
- 二 前号の規定によるほか、条例第十一条の二の規定又は第十一条の三の規定により一般の退職手当又は一般の退職手当等を不支給としようとする場合は、職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）第六条の規定の例による。